

拙速と思わぬかということ、もう一つ、一番大事なポイントは何か。これは、こういう機能性表示を行えば健康食品被害というのではなくなるのか、ないしは少なくなると考えているのか。この二つをちよつと答えてください。

○森国務大臣 まずスケジュールでございますけれども、平成二十五年六月の規制改革実施計画において、平成二十六年度の結論、措置とされたところでございますので、消費者庁としては、閣議決定で示されたこのスケジュールに沿って検討を行つてあるところであります。昨年十二月に設けました検討会を開催して精力的に御議論をいただいております。その内容も十分踏まえて適切な制度設計を行つてまいりたいと思います。

そして、二点目の御質問でございますけれども、健康被害が拡大することがないよう、そして、この健康被害については効果的に防止、救済をできるような制度としてまいりたいと思いま

よ。別に、悪魔であつて、これで健康被害をふや
す。そうなんて考えている人はいらないんですよ。
問題は、客観的に、今言いましたように、科学
的手法をきちんとやつて基準や根拠を明らかにす
ることが必要だ。大臣がおっしゃった最初の答弁
は、要するに、閣議決定を行つたスケジュール比
おりやらせていただきますと言つていいだけなん
ですよ。それじや何の意味もないんですよ。拙速
とちやうか、そういう点では、きちんとやる必要
があるんじやないか、そして基準をはつきりさせ
てやる必要があるんじやないかということを私は
言いたいんですね。

その上で、おつしやつたのは、拡大する”ことがない”ようにと。だから、ないようにならないんですけど。もう一遍言いますけれども、機能性表示という大転換をやつた場合には、少なくとも被害が少なくなるとお考えですかと聞いているんです
よ。

は、先ほど申し上げましたとおり、検討会を開催しておりますけれども、その主な論点として、私は、先ほども申し上げましたけれども、ます第一に、安全性の確保、そして、機能性表示の範囲をきっちり明確にしていくこと、さらには、科学的根拠を示す場合の科学的根拠のレベルをしっかりと決めていくこと、そして、食品表示制度として国が関与していくこと等の論点があるというふうに考えておりまして、これらの論点について検討会でしっかりと検討をさせていただいているところであります。

先ほどお示ししたスケジュールの中で、可能な限り精力的に、学識経験者のみならず消費者や事業者団体の皆様にも御意見をいただきておりますので、消費者被害が拡大しないような方向で取りまとめてまいりたいと思います。

○穀田委員　希望はわかりました。そういう方向でやりたいと。それは誰かでそう思つてはいるんですよ。だけれども、そういう善意の悪魔というのがいるんですね。

先ほどお話をありましたけれども、リスクコミュニケーションをやっていると言つていましたわな、三回やつたと。その三回やっている、パネラーをやっている方は、求められている機能性表示をすることが適切かということを問題提起しているんですよね、そういうやり方に対して。私は、どうも違うんじゃないかという意見なんですね。

では、この制度というものを、何を参考にそういう内容を検討しているのか明らかにされたいと 思います。

○山崎政府参考人　御説明申し上げます。

まず第一点でございますが、御指摘の参考とい う面でございますと、この閣議決定の内容で書いてございますが、アメリカのダイエタリーサプリメント表示制度を参考にということで、この制度についても、この制度を一つの参考にしてございま す。

ただ、当然、この制度は参考にしますが、先ほ

ど来大臣がしつかり申し上げていますように、安全性の確保を含めた検討を行つてございます。また、先生の、健康被害の関係がござりますのでこの安全性の確保の中で、当然、何が対象になるかに加えた上で、その後の市場の状況、情報収集、さらには危険な商品の流通防止対策、こういった点についても今回検討会において議論を行つてある、こういう状況でございます。

○穀田委員 アメリカの制度を参考にすると言ふと、ますけれども、この制度は、大臣、言つておきのないガイドラインしかないこと、これが一つ。二つ目に、表示の意味や科学的根拠の質等で有効性の実証が不十分にしかなされていない可能性があること。それから、免責表示がない不適正表示や有害事象発生時の連絡先不表示、健康被害事例の発生など、さまざま問題点が指摘されているんですね。

しかも、アメリカの会計検査院の報告によれば、物すごく、六千件も有害事象報告事例があつて、その七割は、複数のサプリメント使用による、相互作用による被害だったと指摘されていますね。だから、そんな、複数やつたらあかんとか何かいろいろ言つたとしても、こうなるということなんですね。

先ほども事業所も含めてと大臣はおっしゃつていましたけれども、事業所はどう言つているかというと、「健康食品産業の未来予測とビジネス」ということで、「動き始めた大きな健康食品市場に参入する、最後で最大のチャンスです。」ということで、ビジネスチャンスと捉えているんですね。だから、ここに安全が第一なんて一つも書いてないんです。だから、そういうのを相手にしているということを見なきやならないんですよ。それに対しても、日弁連だと全国消团連などから、食品安全・監視市民委員会、さらには主婦連、こういったところでは、この規制緩和に反対するという意見を出しています。

健康被害、先ほど言つたトラブル、それから悪質な事業者による財産被害など、さまざま多岐に及んでいるわけです。現在やつてゐる制度を変えるに当たつて、結局のところ、どんな機能があるかというのは企業任せで、機能性表示を認めようとしているものであります。

私は、その点では、健康食品には現状でも、皆さん、今のお墨つきを与えたから始まつてやつてゐる宣伝を見て、それで、紛らわしい表現で効果を想起させる商品が目立つてゐるというのは、みんな思つていますやろ。思つていい。思つていいとしたら、よっぽど見えてんのか、それとも、そういうことについて目をつぶつてゐるのかということになるわけだけれども。

こういうものに対し国がお墨つきを与えたから、これに拍車がかかることは間違ないと私は考えます。したがつて、消費者にとって大変困惑するような表示が市場にふえて、消費者の合理的な判断や選択を害することとなつて、かえつて消費者トラブルを拡大することになりやしないかと思うんですが、いかがですか。

○森国務大臣 私は、食品の新たな機能性表示制度の検討に当たつては、安全性の確保を大前提とすることを申し上げております。ですので、消費者の誤認を招かないこと、そして、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資する制度としてまいりたいと思います。御指摘のような、紛らわしい宣伝や消費者が困惑するような表示による消費者トラブルにつながらないように制度設計をしてまいりたいと思います。

○鶴田委員 これは命にかかる問題ですから、起つてからでは遅いんですよ。私は危ないと言つてゐる。あなたは危険がないようにと言つてゐる。それは歴史が審判するでしょう。でも、私がそういうことは危ないよと言つていて、大臣は安全性が大前提と。大前提是当たり前なんですよ。それはそんなんだけれども、今の事態はそれを保証する事態にならないということを言つてい